

更新研修 モジュール 04

デュー・ディリジェンス システム



注意: DDSの5つの要素



注意：DDSの手順



情報収集



リスク評価



重大リスク供給の管理



情報収集



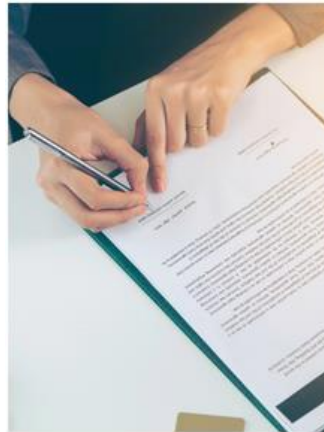
ステップ1：情報収集



どの情報にアクセスする必要があるか？ 2.1 a-b

組織は、要求に応じ、付属書1、2.1に基づき必要な情報が提供されることを確保するための手順を確立する

例：情報を提供についての供給者との書面による合意





ステップ1：情報収集

どの情報にアクセスする必要があるか？ 2.1 a-b

「あなたが日付 X に私たちに供給した材料 X に関する情報が必要です。」



PEFC CoC Customer

「この文書には、CoC std の付属書 1、2.1 に基づく原材料 X に関するすべての情報が記載されています」

認証機関は、組織に情報へのアクセスのための手順があるかどうか、要求されたときに情報を提供することが可能かについて検証する



PEFC CoC organization



ステップ 1：情報収集：自己宣言



PEFC-COC組織

自己宣言は DDS を免除する証拠にはならない

書面による声明:

原材料が「問題のある出処」からのものではないという情報を提供

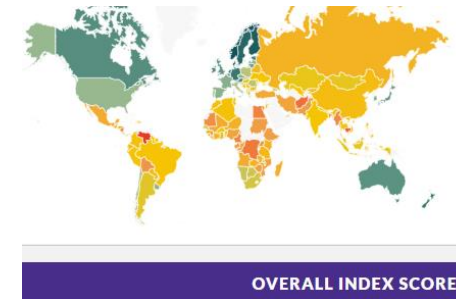
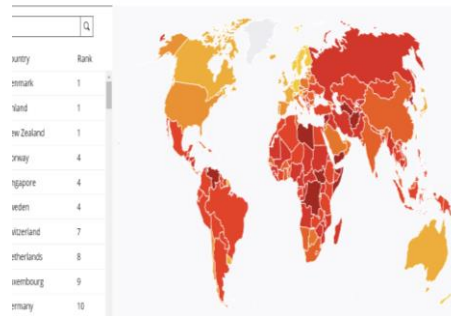
書面による誓約書:

- 樹種、地理的起源（国/地域/採掘権）に関する情報
- 供給者からの供給品に重大なリスクがある場合、供給者は森林管理ユニットを特定するために必要な情報を組織に提供
- 供給者の供給品に重大なリスクがあるとみなされる場合、供給者は組織が当該供給者の業務について第三者または第三者による検査を実施可能にする
- 供給者の供給品に重大なリスクであるとみなされる場合、供給者は組織の検証プログラムの一環として是正措置を実施する

ステップ 1：情報収集：CPI/WJP



CORRUPTION PERCEPTIONS INDEX 2021



CPI/WJP 指数がしきい値より低い場合 - リスク評価に関連する情報を収集するために、事前に表 2 と 3 を確認



ステップ1：情報収集：樹種



製紙会社と樹種に関する情報提供の複雑さを想像してみてください。
この場合、彼らは何ができるか？

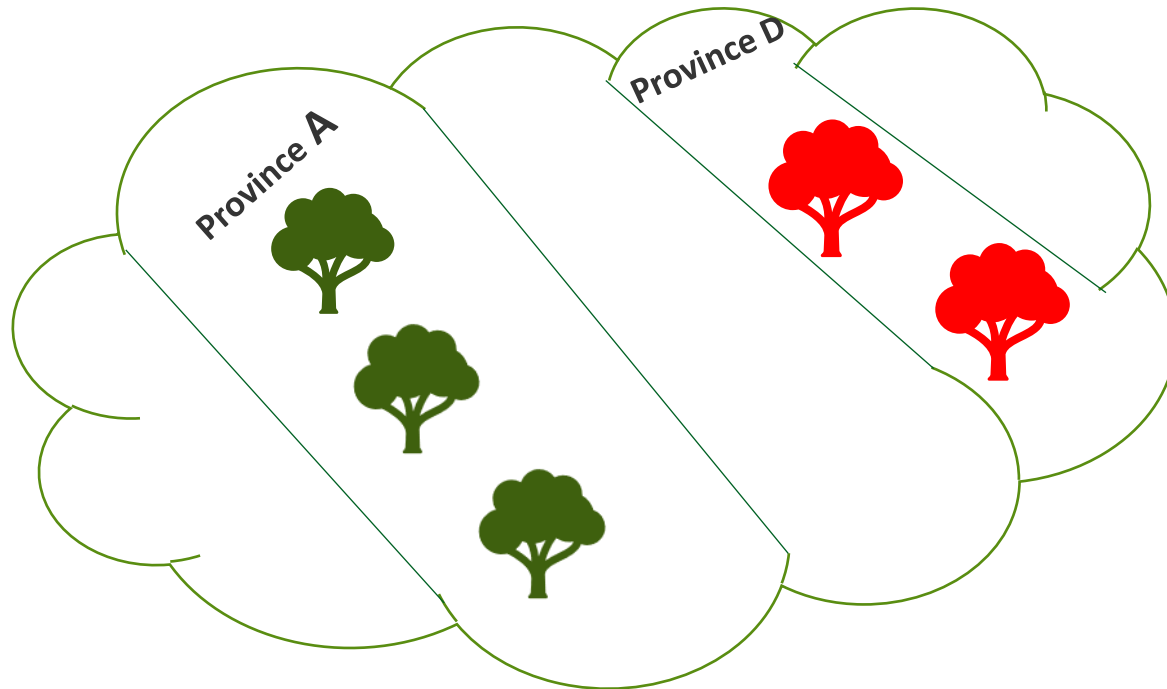
樹種と由来に関する正確な情報を与えることが難しい場合（紙やパネルの製造など）、情報には可能性があるあらゆる樹種、由来が含まれることになる

樹種の情報には、通常製品に含まれる可能性のある樹種が含まれる必要があるが、誤って製品に混入する危険性のある樹種まで含めることを目的とはしていない。



ステップ1：情報収集：注意書き3

- Y国は、「重大リスク」のある国とされているが、その国のある地域は、違法伐採を防ぐための法律が整備されている (A地域).



この場合、供給者はA地域を起源とした原材料に関する情報を手に入れるべきである



リスク評価



ステップ 2：リスク評価 – PEFC主張付原材料



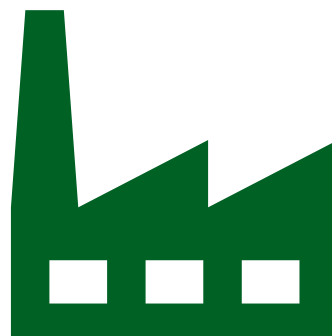
COC 規格 3.1：

- PEFCが認める認証を持つ供給者からPEFC主張付で供給された原材料については、リスク評価の必要はない？
はい/いいえ
- このことは、PEFC主張付で供給された原材料については、DDSを行う必要はないことを意味するか？
はい/いいえ
- PEFC主張付原材料に関し、根拠のある懸念が示された場合どうするか？

ステップ2：リスク評価 – PEFC主張付原材料



X% PEFC認証



組織

PEFC 主張が付いた原材料を伐採国から輸入する組織は、森林部門に関する限り、伐採国の貿易および関税に関する法律の遵守していることを検証することが期待されている



ステップ 2: リスク評価 – 供給品の特性の変化

- どのような状況で供給の特性（主張、樹種、原産国）が変更される可能性があるか？

議論：森林規制、紛争など



供給品の特性が変化した場合はどうすればよいか？

この供給は、供給者による「新たな」供給とみなされ、改めてDDSを行う必要がある



ステップ 2 : リスク評価 – 相互承認PEFC主張

公式PEFC主張	相互承認されたスキームによる主張例
100% PEFC由来	100% SGEC由来
X% PEFC認証	X% SGEC認証
PEFC管理材	SGEC管理材

PEFCは二重主張を容認する。
二重主張は一度だけ使用され、
重複して使用されないことを
確実にしなければならない



ステップ 2 : リスク評価 – 指標のリスト

表1: 極小リスクの指標

表1の指標が適用される場合 = 極小リスク 表1の指標への相当が確認できない場合、表2、表3に移動



表 2 及び表 3 : 重大リスクの指標

もし、これらの指標のどれかに該当する場合、組織は対象の原材料が問題のある出処に由来する「重大リスク」を有すると見做さなければならない。重大リスクの場合、ステップ 3 : リスク管理に基づき対処する必要がある



ステップ 2: リスク評価 – 表1の指標

指標	ガイド
a) PEFC 以外の森林認証制度により認証品であることが宣言された供給品	<ul style="list-style-type: none">- 審査員は、組織が当該認証制度について最終的な責任を負うことが可能かをチェック
b) 政府または非政府による確認または許可のシステムによる確認を受けた供給品	<ul style="list-style-type: none">- 組織は、「問題のある出处」の PEFC 定義とそれらの政府系または非政府系またはライセンス制度の内容との間のギャップ分析を行うべき。このギャップ分析においては、PEFCの定義の対象が当該確認の対象範囲に含まれていることを証明すべき これは審査の一部となる- 確認、ライセンス制度の例：SFI 2022 Fibre Sourcing Standard, SFI 2022 Certified Sourcing Standard.
c) (i-v)が明確に識別できる検証可能な書類の裏付けがある供給品	<ul style="list-style-type: none">- CPI と WJP が食い違う場合、組織はどちらかを選択できる- ガイドでは他の信頼できる情報例を提示

表 2



指標	ガイド
a i-iv) 森林管理に関し適用される地方、国内、または国際法に準拠しない活動	<ul style="list-style-type: none"> - i-iv は指標の要素 a)それ故すべて適用. - If CPI=50 or WJP=0.5 他の代替指標についてはPEFC評議会の事前の了承が必要 technical@pefc.org
b) 収穫のレベルが長期的に持続可能な比率を超えている	<ul style="list-style-type: none"> - FAO以外の例: STIX, UNECE forest data, EEA, Forest Trends
d) 生態的に重要な森林が特定されていない	<ul style="list-style-type: none"> - EPI スコア = 50 - EPI 生物多様性の範囲
e) 森林保全 – 森林地域のネットでの減少	<ul style="list-style-type: none"> - 参照データ: FAO STAT, WRI, Global forest watch
f) 労働における基本原則及び権利に関するILO宣言(1998)	<ul style="list-style-type: none"> - 情報源: BWI, ILO Stat, Amnesty Intl, Universal Human Rights Index, Human Rights Watch
h) 紛争木材	<ul style="list-style-type: none"> - 紛争が起こった場合、次をチェックすることが推奨される UNGA special emergency session resolutions. World Bank fragile state list & fragile state index.

ステップ 2: リスク評価 – 3.7



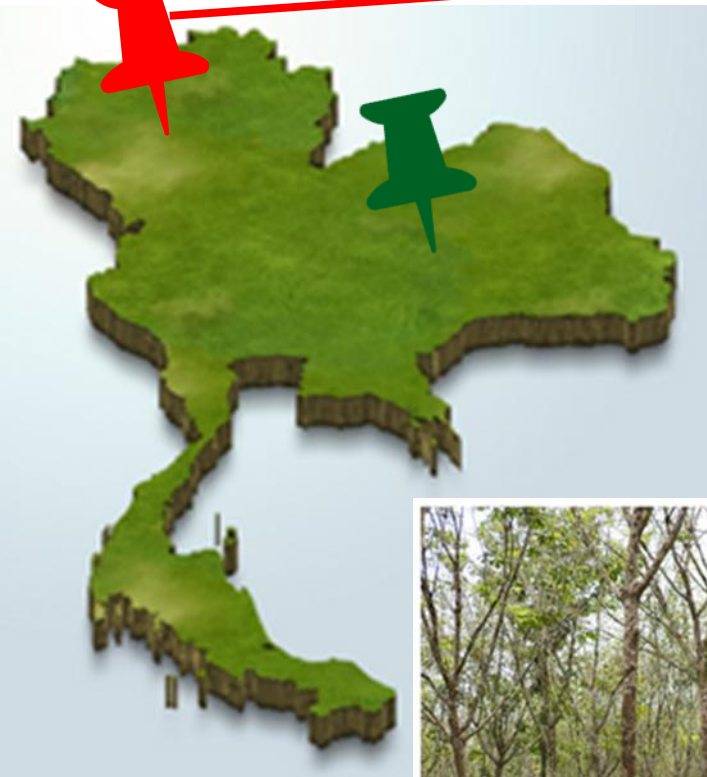
唯一の変化が供給者名である場合に、同一のリスク評価を複数実行することを避けるため、組織は、特定の地理的エリアからの複数の供給に対してリスク評価を実行できる



ステップ 2: リスク評価 – 3.8



同じ供給品について特定された新しい地域



同じ供給者による供給品の特性の1つが変化するとき（例: 別の原産国、別の樹種、別の種類の製品、材料が供給される地域の危機や戦争、または国の行政など）、また戦争に巻き込まれた場合、その供給品は供給者による「新たな」供給とみなされるべきであり、必要に応じリスク評価を再度行うか、修正されるべきである



リスク管理



ステップ3：重大リスクの管理



5.1 一般事項



- 組織がステップ2で重大なリスクのある原材料を特定したが、PEFC CoCに基づいて供給を継続したい場合は、リスクを管理を行う必要がある。
- リスク評価により、重大なリスクのある特定の領域を明らかになった場合、供給者は、組織がリスクのレベルを重大なレベルから極小レベルに修正できるように、追加情報を提供する必要がある
- リスク評価の一環として重大であると特定されたリスクに対しては、リスク軽減策を適用する必要がある



ステップ3：重大リスクの管理



現場検査



- ✓ ステップ2で特定した関連リスクに焦点を当てる
- ✓ 合意された是正措置は実施されたか？
- ✓ 原材料の供給者に焦点を当てる

- ✓ 重要なリスクの供給品が単一の供給者から供給されている場合、組織はサンプルを採取する必要がある



ステップ3：重大リスクの管理

現場審査のサンプリング





要素：

1. 根拠のある懸念
2. 市場への出荷停止



根拠のある懸念



問題のある
出処の証拠



10日以内に
調査の開始

- PEFC主張付で供給された原材料にも適用
- 根拠のある懸念については、第三者によって組織に提起される場合のほか、組織自体が知る場合がある
- 組織には、根拠のある懸念の有無について積極的にコメントを求める義務はない

市場への出荷停止



- この要件は PEFC-COC範囲内の原材料だけに適用されるわけではない

- 組織は、PEFC-COCでカバーされていない森林および森林外樹木製品も対象とするコミットメントと手順を文書化し、実行しなければならない
- 組織が不適合を特定または通知され、その製品がすでにサプライチェーンに入っているか、PEFC 主張を付けて販売されている場合、組織はその製品の供給を直ちに停止し、規格に基づき管理するために必要な措置を講じるものとする。





質問、意見、フィードバック